

社会福祉法人恵隆会 評議員等の報酬の支給の基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵隆会（以下「この法人」という。）定款第9条、第24条の規定に基づき、この法人の役員(理事及び監事)及び評議員（以下「役員等」という。）報酬等の支給の基準について定めることを目的とする。

(事業年度の報酬総額)

第2条 前条第1項に規定する報酬は、事業年度ごとに1名につき、別表1に定める報酬額を上限とする。ただし評議員については、定款第9条で定める総額を上限とする。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等は当該会議に出席した都度、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより源泉徴収による所得税等、控除すべき金額を控除して支給する。

(摘要除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員等は、この規程を適用しない。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(変更)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって変更することができる。

附 則

この規定は社会福祉法第45条の3第1項に規定する理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準に基づいて平成29年6月15日から施行する。

別表1

名 称	報 酬
評議員等 評議員会等の会議への出席	1回の参加につき 5,000円
理事 理事会等の会議への出席	1回の参加につき 5,000円
監事 評議員会等・理事会等会議への出席	1回の参加につき 5,000円

